

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
条 例	
○北海道暴走族の根絶等に関する条例 (交通安全対策室・警察本部交通企画課)	11
○北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計条例..... (産業立地課)	13
○北海道石狩湾新港地域開発減債基金条例..... (産業立地課)	13
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	14
○北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例 (法制文書課)	14
○北海道税条例の一部を改正する条例..... (税務課)	16
○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (税務課)	25
○租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (総合企画部総務課)	25
○北海道公害紛争処理条例の一部を改正する条例..... (環境保全課)	26
○北海道立自然公園条例の一部を改正する条例..... (自然環境課)	26
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	32
○母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例 (子ども未来づくり推進室)	32
○食品衛生法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (食品衛生課)	33
○北海道福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例..... (地域福祉課)	34
○北海道心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 (障害者保健福祉課)	36
○北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例..... (農業改良課)	36
○北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例..... (水産経営課)	37
○北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例..... (道路整備課)	37

○北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例..... (まちづくり推進課)	37
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例..... (公園下水道課)	38
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例..... (警察本部生活安全企画課)	38
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部生活安全企画課)	38

公布された条例のあらまし

北海道暴走族の根絶等に関する条例 (条例第37号)

1 趣旨

近年、暴走族等の暴走行為が道民生活の安全と平穩に多大な影響を及ぼしていることにかんがみ、暴走族の根絶等について、道、道民、保護者等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定め、及び危険な運転等を規制することにより、暴走族の根絶等に関する施策の総合的な推進を図ることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 定義

暴走族、暴走行為、自動車等、少年及び保護者の定義を定めることとした (第2条関係)。

(2) 道の責務

ア 道は、暴走族の根絶等に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした (第3条第1項関係)。

イ 道は、アの施策を実施するに当たっては、国、市町村その他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならないこととした (第3条第2項関係)。

ウ 道は、国、市町村その他の関係する機関及び団体が実施する暴走族の根絶等に関する施策に協力するものとする事とした (第3条第3項関係)。

(3) 道民の責務

道民は、道が実施する暴走族の根絶等に関する施策に協力するよう努

8月は北方領土返還要求運動強調月間です。

めなければならないこととした（第4条関係）。

(4) 保護者の責務

保護者は、その監護する少年に対し、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした（第5条関係）。

ア 暴走族に加入させないこと及び暴走族に加入していることを知ったときは、暴走族から離脱させること。

イ 暴走行為を行わせないこと及び暴走行為をする者が運転する自動車等に同乗させないこと。

(5) 学校、職場等の関係者の責務

学校、職場等の関係者は、相互に連携し、その職務又は活動を通じ、

(4)のア及びイに掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした（第6条関係）。

(6) 事業者の責務

ア 事業者は、道が実施する暴走族の根絶等に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした（第7条第1項関係）。

イ 自動車等の販売若しくは自動車等の部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、その事業活動において、自動車等の販売若しくは自動車等の部品の販売若しくは取付け又は自動車等の改造をすることにより、暴走行為を助長することのないよう努めなければならないこととした（第7条第2項関係）。

ウ 自動車等の燃料の販売を業とする者は、その事業活動において、明らかに、道路交通法（以下「法」という。）第62条（整備不良車両の運転の禁止）又は第71条の2（自動車等の運転者の遵守事項）の規定に違反し、かつ、暴走行為をすると認められる自動車等の運転者に燃料を販売することにより、暴走行為を助長することのないよう努めなければならないこととした（第7条第3項関係）。

エ 衣服等に刺しゅう等をするを業とする者は、その事業活動において、明らかに暴走族の活動に使用すると認められる衣服等に暴走族の名称その他の暴走族であることを誇示する刺しゅう等をするにより、暴走族の活動を助長することのないよう努めなければならないこととした（第7条第4項関係）。

(7) 公園等の管理者の責務

公園、駐車場、空き地その他の場所の管理者は、その管理する場所において、暴走族又は暴走行為をする者が常習的に集合し、かつ、他人に対し、危険を生じさせ、又は著しい迷惑を及ぼしていると認められる場合は、必要に応じ、暴走族又は暴走行為をする者の集合を禁ずる旨を掲示することその他の暴走族又は暴走行為をする者を集合させないための措置を講ずるよう努めなければならないこととした（第8条関係）。

(8) 適用上の注意

この条例の適用に当たっては、道民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないこととした（第9条関係）。

(9) 基本方針の策定

知事は、暴走族の根絶等に関する施策の総合的な推進を図るため、基本方針を策定するものとする事とした（第10条関係）。

(10) 情報の提供

道は、暴走族の根絶等に関し、道民、保護者、学校、職場等の関係者、事業者等が行う活動の促進を図るため、必要な情報の提供に努めるものとする事とした（第11条関係）。

(11) 関係機関等への要請

道は、暴走族の根絶等に関する施策の実施について、必要に応じ、国、市町村その他の関係する機関及び団体に対し、協力の要請を行うものとする事とした（第12条関係）。

(12) 保護者への要請

警察署長は、暴走族に加入していると認められる少年の保護者に対し、必要に応じ、当該少年を暴走族から離脱させるよう指導することについて要請するものとする事とした（第13条関係）。

(13) 危険な運転等の禁止

何人も、公園、駐車場、広場その他の公共の場所（法第2条第1項第1号に規定する道路を除く。）において、正当な理由がないのに、他人に危険を生じさせ、又は著しい迷惑を及ぼすような方法で、自動車等を急に発進させ、急に停止させ、若しくは急に転回させて運転し、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加さ

せてはならないこととした（第14条関係）。

(14) 共同危険行為等の勧誘等の禁止

何人も、少年に対し、法第68条（共同危険行為等の禁止）の規定に違反する行為をするように勧誘し、又は同条の規定に違反する行為をさせる目的で、面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をしてはならないこととした（第15条関係）。

(15) 罰則

ア（14の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することとした（第16条関係）。

イ（13の規定に違反した者は、5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処することとした（第17条関係）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、(13)から(15)までの規定は、平成15年11月1日から施行することとした。

北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計条例（条例第38号）

1 趣旨

新たに北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計を設置することとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 石狩湾新港地域の開発を目的とする出資に関する経理を明確にするため、北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計を設置することとした（第1条関係）。

(2) この特別会計においては、出資の回収金、借入金、石狩湾新港地域開発減債基金繰入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、出資金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、石狩湾新港地域開発減債基金積立金その他の諸支出をもってその歳出とすることとした（第2条関係）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道石狩湾新港地域開発減債基金条例（条例第39号）

1 趣旨

石狩湾新港地域の開発を目的として発行する道債の償還に必要な財源を確保するための基金として、北海道石狩湾新港地域開発減債基金を設置することとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道石狩湾新港地域開発減債基金を設置することとした（第1条関係）。

(2) 基金は、北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計（以下「特別会計」という。）の予算で定めるところにより積み立てるものとする（第2条関係）。

(3) 基金は、道債の償還の財源に充てる場合に使用するものとし、その場合は、使用する金額を特別会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする（第3条関係）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 趣旨及び内容

と畜場法の改正等に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 趣旨

開かれた道政をより一層推進するため情報公開の開示の対象とする公文書の範囲の拡大、公文書である電磁的記録の開示の方法の拡充等を図るとともに、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の制定にかんがみ所要の改正を行うため、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道情報公開条例の一部改正

ア 公文書について、文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、

実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。）と定義することとした（第2条第2項関係）。

イ 電磁的記録の開示について、視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行うこととした（第2条第3項関係）。

ウ 開示請求に係る公文書に独立行政法人等に関する情報が記録されている場合について、当該情報を国及び地方公共団体に関する情報と同様に取り扱うこととした（第10条第1項関係）。

エ その他所要の改正を行うこととした。

(2) 北海道個人情報保護条例の一部改正

ア 公文書について、文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。）と定義することとした（第2条第4号関係）。

イ 電磁的記録の開示について、視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行うこととした（第21条関係）。

ウ 開示請求に係る公文書に独立行政法人等に関する情報が記録されている場合について、当該情報を国及び地方公共団体に関する情報と同様に取り扱うこととした（第18条関係）。

エ その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、平成15年10月1日から施行することとした。ただし、2の(1)のウ及び(2)のウの規定は、公布の日から施行することとした。

北海道税条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 趣旨

地方税法の改正に伴い、個人の道民税、法人の事業税、地方消費税及び自動車税について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うた

め、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 個人の道民税

ア 配当割

(ア) 課税標準は、特定配当等（一定の上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の配当等、国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等及び特定投資法人の投資口の配当等をいう。以下同じ。）とすることとした（第37条の8関係）。

(イ) 納税義務者は、特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道内に住所を有するものとする（第24条第1項関係）。

(ウ) 税率は、100分の5とすることとした。ただし、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等に係る税率については、100分の3とすることとした（第37条の9及び附則第5条の3関係）。

(エ) 徴収は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において道内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者等を特別徴収義務者として、特別徴収の方法により行い、翌月の10日までに、納入するものとする（第37条の11から第37条の13まで関係）。

(オ) 特定配当等に係る所得については、所得割の課税標準から除外し、当該所得に係る個人の道民税の申告を要しないものとする（第27条の2関係）。

イ 株式等譲渡所得割

(ア) 課税標準は、特定株式等譲渡所得金額（一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額をいう。）とすることとした（第37条の14関係）。

(イ) 納税義務者は、一定の特定口座における上場株式等の譲渡の対価

等の支払を受ける個人で当該譲渡の対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道内に住所を有するものとする（第24条第1項関係）。

（ウ） 税率は、100分の5とすることとした。ただし、平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に生じた特定株式等譲渡所得金額に係る税率については、100分の3とすることとした（第37条の15及び附則第12条の2の3関係）。

（エ） 徴収は、一定の特定口座が開設されている証券業者で当該特定口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価等の支払をする者を特別徴収義務者として、特別徴収の方法により行い、年間一括納付方式により、原則として翌年の1月10日までに、納入するものとする（第37条の16から第37条の18まで関係）。

（オ） 特定株式等譲渡所得金額に係る所得については、所得割の課税標準から除外し、当該所得に係る個人の道民税の申告を要しないものとする（第37条の19）。ただし、当該所得について申告をした場合には、所得割の課税標準に含めて所得割額を算定するとともに、当該所得割額から、当該特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割額を控除するものとする（第27条の2及び附則第12条関係）。

ウ 上場株式等に係る譲渡所得に関する特例

所有期間が1年を超える特定の上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円を控除する特例を廃止することとした（附則第12条関係）。

（2） 法人の事業税

資本の金額又は出資金額（以下「資本等の金額」という。）が1億円を超える法人（現行の所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人等を除く。）を対象に、付加価値額、資本等の金額並びに所得及び清算所得を課税標準として、外形基準の割合を4分の1とする外形標準課税制度を次のとおり定めることとした。

ア 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課する法人の事業税の税率を次のとおりとすることとした（第39条、附則第7条の2及び附則第13条第3項関係）。

付加価値割	資 本 割	所 得 割	
100分の0.48	100分の0.2	所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.8
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.5
		所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の7.2

イ 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課する法人の事業税の徴収は申告納付によることとし、その方法及び期間等を定めることとした（第40条及び第41条第1項関係）。

ウ 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課する法人の事業税に関し、一定の要件に該当する場合において事業税を納付することが困難であると知事が認めるときは、当該事業税の全部又は一部の徴収を猶予することができる制度を定めることとした（第42条関係）。

（3） 地方消費税

消費税において、一定の者は中間申告納付を毎月行わなければならないこととされたことに伴い、譲渡割の中間申告納付について、所要の規定を整備することとした（第43条の11関係）。

（4） 自動車税

ア 平成15年度に新車新規登録された最新排出ガス規制値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率のおおむね100分の50を軽減する特例措置を、平成16年度について講ずることとした（附則第8条の4第1項関係）。

イ 平成15年度に新車新規登録から11年（ガソリン車（LPG車を含む。）については13年）を経過した自動車について、税率のおおむね

100分の10を重課する特例措置（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）を、平成16年度以後について講ずることとした（附則第8条の4第3項関係）。

(5) その他

規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(1)の規定は平成16年1月1日から、2の(2)から(4)までの規定は同年4月1日から施行することとした。

(2) 条例改正に伴う経過措置を講ずることとした。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 趣旨

離島振興法等の改正にかんがみ、離島振興対策実施地域における事業税等の課税免除の適用期間の延長等の措置を講ずるとともに半島振興対策実施区域等における不動産取得税の税率の軽減措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 離島振興対策実施地域における課税免除

ア 対象事業の追加

離島振興対策実施地域における事業税及び不動産取得税の課税免除措置の適用を受ける事業に旅館業（下宿営業を除く。）及びソフトウェア業を、道固定資産税の課税免除措置の適用を受ける事業にソフトウェア業を追加することとした（第18条、第20条及び第21条関係）。

イ 適用期間の延長

離島振興対策実施地域における課税免除措置の適用期間を平成25年3月31日まで10年間延長することとした（第22条関係）。

(2) 不均一課税の特例税率の創設

不均一課税措置の適用を受ける地区等（半島振興対策実施区域、重点整備地区、拠点地区及び振興拠点重点整備地区）における一定の家屋及

びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率について、当該取得が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に行われた場合に限り、100分の0.3とすることとした（附則第11項関係）。

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) 条例改正に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第44号）

1 趣旨及び内容

租税特別措置法等の改正に伴い、次の条例について規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

(1) 北海道総合企画部手数料条例（平成12年北海道条例第3号）

(2) 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）

(3) 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道公害紛争処理条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 趣旨及び内容

民間事業者による信書の送達に関する法律の制定等にかんがみ紛争処理の手續に要する費用について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 趣旨

自然公園法の改正にかんがみ、道立自然公園の特別地域における行為規制を追加するとともに、当該地域の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るための利用調整地区制度の創設等について必要な事項を定めるとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 特別地域における行為規制の追加

道立自然公園の特別地域において知事の許可を要する行為に、知事が指定する物の集積又は貯蔵、知事が指定する動物の捕獲等、知事が指定する区域内への指定期間内における立入り及び風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるものを追加することとした（第10条第4項関係）。

(2) 利用の調整を行う地区制度の創設

ア 知事は、道立自然公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、利用調整地区を指定することができることとし、当該地区の区域内へ立ち入ろうとする者は知事の認定を受けなければならないこととした（第11条及び第13条関係）。

イ 知事が指定する者（以下「指定認定機関」という。）に利用調整地区に関する知事の認定関係事務の全部又は一部を行わせることができることとした（第14条から第19条まで関係）。

ウ 利用調整地区への立入りの認定事務について1人につき1,000円の、立入認定証の再交付事務について1件につき600円の手数料を徴収することとした（第20条関係）。

(3) 中止命令等の規定の拡充

特別地域の行為規制に違反した者等に対してその行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該工作物等の権利を承継した者に対して原状回復等を命ずることができることとし、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者等に行わせることができることとした（第22条関係）。

(4) 風景地保護協定制度の創設

関係市町村若しくは道又は公園管理団体が、土地の所有者等と風景地保護協定を締結して自然の風景地の管理を行うことができることとした（第5章関係）。

(5) 公園管理団体制度の創設

知事は、道立自然公園について、風景地保護協定に基づく自然の風景

地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動等を行う法人を公園管理団体として指定することができることとした（第6章関係）。

(6) 罰則

偽りその他不正の手段により第13条第1項の認定を受けた者及び同条第5項の立入認定証の再交付を受けた者、同条第6項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者等に対する罰則規定を設けるとともに、罰金の引上げ等所要の規定の整備を行うこととした（第8章関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年9月1日から施行することとした。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 趣旨

自然公園法の改正にかんがみ、国定公園の利用調整地区内への立入りの認定等の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 国定公園の利用調整地区の区域内への立入りの認定事務等に係る手数料の納付方法等について定めることとした（第3条関係）。

(2) 国定公園の利用調整地区の区域内への立入りの認定事務について、1人につき1,000円の手数料を徴収することとした（別表1の項関係）。

(3) 国定公園の利用調整地区の区域内への立入認定証の再交付事務について、600円の手数料を徴収することとした（別表2の項関係）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 趣旨

母子及び寡婦福祉法等の改正にかんがみ特例児童扶養資金の貸付を受けた者が一定の所得の状況にある場合等においてその償還を免除することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

2 内容

知事は、特例児童扶養資金の貸付を受けた者が、当該資金の償還日において規則で定める所得の状況にあるとき、死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたときのいずれかに該当し当該資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該資金の償還未済額の一部の償還を免除することができることとした（第2条第2項関係）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

食品衛生法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第49号）

1 趣旨及び内容

食品衛生法等の改正に伴い、次の条例について規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

- (1) 北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）
- (2) 食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）
- (3) と畜場法施行条例（平成15年北海道条例第1号）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

北海道福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（条例第50号）

1 趣旨

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の改正等にかんがみ、公共的施設の整備に必要な基準、地域福祉の推進等に資するための道の基本的施策等について定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 道民一人一人が地域社会を構成する一員として尊重され、安全で快適に生活できる社会を実現する上で、すべての道民が等しく自由に行動し、様々な分野における社会参加の機会を有することができるよう公共的な施設や交通機関、情報、サービス等を円滑に利用できる地域社会づくり

を総合的に進めていくことが重要である旨記述することとした（前文関係）。

- (2) 福祉のまちづくり、公共的施設、公共的工作物及び公共的施設等の定義を定めることとした（第2条関係）。
- (3) 道は、福祉のまちづくりの推進に当たっては、国、市町村及び関係機関との緊密な連携に努めるものとする（第3条第5項関係）。
- (4) 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、福祉のまちづくりの推進に自ら積極的に取り組む責務を有することとした（第5条関係）。
- (5) 道は、障害者、高齢者等の冬期の快適な生活に資するため、必要な生活環境の整備に努めるものとする（第11条の2関係）。
- (6) 道は、障害者、高齢者等の外出時の円滑な移動に資するため、移動手段の確保の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第11条の3関係）。
- (7) 道は、福祉のまちづくりを推進する上で必要なサービスの適切かつ総合的な提供に資するため、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第11条の5関係）。
- (8) 道は、障害者、高齢者等の災害時の安全を確保するため、地域における支援体制及び避難誘導体制の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第11条の6関係）。
- (9) 道は、福祉のまちづくりの推進に資するため、専門的知識を有する人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする（第11条の7第1項関係）。
- (10) 道は、福祉のまちづくりに関し、道民の自主的な活動を促進するため、研修機会の充実、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする（第11条の7第2項関係）。
- (11) 道は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、公共的施設の整備、福祉サービスの提供、住宅の改修、福祉用具の研究等に関し、調査、研究その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第13条関係）。
- (12) 道は、国、道、市町村、事業者及び道民が一体となって福祉のまちづくりに取り組むため、必要な推進体制を整備するものとする（第13条関係）。

(第15条関係)。

- (13) 公共的施設の構造及び設備に関し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備するために定めていた基礎的基準及び誘導的基準を廃止し、新たに整備基準を定めるものとする事とした(第17条及び第25条関係)。
- (14) 公共的施設を所有し、又は管理する者(以下「公共的施設の所有者等」という。)は、当該公共的施設を(13)の整備基準に適合するよう努めなければならないこととした(第18条第1項関係)。
- (15) 公共的施設の所有者等は、障害者、高齢者等が当該公共的施設を隣接する他の公共的施設等と一体的に利用することができるようにするため、当該公共的施設等を所有し、又は管理する者と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした(第18条第2項関係)。
- (16) 公共的施設(規則で定める公共的施設を除く。)の新築若しくは新設又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該工事に着手する前に、当該工事の内容を知事に届け出なければならないこととした(第19条第1項関係)。
- (17) 基礎的基準に係る手続を廃止するとともに、知事は、(16)の規定等による届出があった場合において、整備基準を勘案して必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができることとした(第20条から第23条まで関係)。
- (18) 公共的施設の所有者等は、障害者、高齢者等が当該公共的施設を円滑に利用できるよう介助等の体制の充実に努めなければならないこととした(第27条第2項関係)。
- (19) 公共交通事業者は、自ら所有し、又は管理する公共的車両等について、障害者、高齢者等が他の公共的施設等との間を円滑に移動することができるようにするため、当該公共的施設等を所有し、又は管理する者と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした(第29条第2項関係)。
- (20) 公共的工作物を所有し、又は管理する者は、障害者、高齢者等が当該公共的工作物を円滑に利用することができるようにするための措置を講ずるよう努めなければならないこととした(第29条の2関係)。

- (21) 道民は、障害者、高齢者等が住宅周辺を円滑に利用できる環境の確保に資するため、共に連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした(第30条の2関係)。
- (22) 市町村が公共的施設に係る措置に関する条例を制定した場合であって、当該条例の内容がこの条例と同程度の効果が期待できるものであると知事が認めるときは、当該市町村の区域における公共的施設に係る措置については、この条例の公共的施設に係る措置に関する規定(条例第26条を除く。)は、適用しないこととした(第31条関係)。
- (23) その他基礎的基準及び誘導的基準を廃止し整備基準を定めることに伴う所要の改正を行うこととした(第24条第2項、第26条、第27条第1項及び第28条第1項ただし書関係)。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、(2)(「公共的施設」の部分に限る。)、(13)、(14)、(16)、(17)、(22)及び(23)は、平成15年10月1日から施行することとした。

北海道心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(条例第51号)

1 趣旨及び内容

独立行政法人福祉医療機構法の制定に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

2 施行期日

この条例は、平成15年10月1日から施行することとした。

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例(条例第52号)

1 趣旨

道立農業大学校の運営体制の充実に資するよう、農業大学校の学生等から入校検定料、入校料、授業料等を徴収することとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 養成課程等に入校しようとする者から入校検定料を、養成課程等の入校者から入校料を、養成課程等の学生から授業料を徴収することとした(第5条第1項関係)。
- (2) 入校検定料の額は2,200円と、入校料の額は5,650円と、授業料の額は

年額11万1,600円とすることとした（第5条第2項関係）。

- (3) 規則で定める研修を受講する者から研修受講料を徴収することとした（第6条第1項関係）。
- (4) 研修受講料の額は、日額440円に研修に要する日数を乗じて得た額とすることとした（第6条第2項関係）。
- (5) 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料及び研修受講料を減免することができることとした（第7条関係）。
- (6) 農業大学の学生、研修を受講する者等で宿泊施設を使用するものからは、宿泊施設使用料を徴収することとした（第8条第1項関係）。
- (7) 宿泊施設使用料の額は、ブロック造にあっては月額500円と、鉄筋コンクリート造にあっては月額700円とすることとした（第8条第2項関係）。
- (8) (7)の規定にかかわらず、宿泊施設の使用の期間が1月に満たない場合の使用（養成課程及び研究課程の学生の使用を除く。）に係る宿泊施設使用料の額は、日額20円とすることとした（第8条第3項関係）。

3 施行期日

この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例（条例第53号）

1 趣旨

道立漁業研修所の運営体制の充実に資するよう、研修所の研修を受講する者から研修受講料等を徴収することとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 総合研修及び漁業就業促進研修を受講する者から研修受講料を徴収することとした（第5条第1項関係）。
- (2) 研修受講料の額は、日額440円に研修に要する日数を乗じて得た額とすることとした（第5条第2項関係）。
- (3) 知事は、特別な理由があると認めるときは、研修受講料を減免することができることとした（第6条関係）。
- (4) 研修所の研修を受講する者で宿泊施設を使用するものからは、宿泊施設使用料を徴収することとした（第7条第1項関係）。

- (5) 宿泊施設使用料の額は、月額700円とすることとした（第7条第2項関係）。

- (6) (5)の規定にかかわらず、宿泊施設の使用の期間が1月に満たない場合又は1月に満たない期間がある場合の使用に係る宿泊施設使用料の額は、日額20円とすることとした（第7条第3項関係）。

3 施行期日

この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第54号）

1 趣旨

道路法施行令の改正等にかんがみ、日本郵政公社が業務の用に供する占用物件に係る占用料の特例及び信書便差出箱に係る占用料について定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 日本郵政公社が日本郵政公社法第19条第1項に規定する業務の用に供する占用物件について、知事は、特に必要があると認めるときは、占用料の減免を行うことができることとした（第2条第2項関係）。
- (2) 信書便差出箱について、郵便差出箱と同額の道路の占用料を徴収することとした（別表関係）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第55号）

1 趣旨及び内容

民間事業者による信書の送達に関する法律の制定にかんがみ屋外広告物の表示等が禁止される物件の追加を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1 趣旨

都市公園法の改正にかんがみ、信書便差出箱に係る使用料について定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

信書便差出箱について、郵便差出箱と同額の都市公園の使用料を徴収することとした（別表第1関係）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 趣旨

地域の祭典の日等におけるぱちんこ屋営業所の早朝営業が付近住民の生活環境に与えている影響にかんがみ、ぱちんこ屋等の営業時間の規制について所要の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

2 内容

ぱちんこ屋等の営業を営む者は、祭典地域において、指定日における日出時から午前9時までの営業を営んではならないこととした（第4条の2第1項関係）。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成15年9月1日から施行することとした。

◇北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例（条例第58号）

1 趣旨

古物営業法等の改正にかんがみ、古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

古物営業法の規定により行う古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定の事務について、1万7,000円の手数料を徴収することとした（別表第1の17の2の項関係）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

条

例

北海道暴走族の根絶等に関する条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第37号

北海道暴走族の根絶等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第9条）

第2章 基本的施策等（第10条―第13条）

第3章 暴走行為に関する規制（第14条・第15条）

第4章 罰則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴走族の根絶及び暴走行為の防止（以下「暴走族の根絶等」という。）について、道、道民、保護者等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定め、及び危険な運転等を規制することにより、暴走族の根絶等に関する施策の総合的な推進を図り、もって道民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴走族 暴走行為をすることを目的として結成された集団をいう。

(2) 暴走行為 次に掲げる行為をいう。

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第68条の規定に違反する行為又は共同して2台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる場合において、法第7条、第17条、第22条第1項、第55条第1項若しくは第2項（乗車に係る部分に限る。）、第57条第1項（乗車に

係る部分に限る。）若しくは第62条の規定に違反して運転する行為

イ 法第71条第5号の3又は第71条の2の規定に違反する行為

ウ 第14条の規定に違反する行為

(3) 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

(4) 少年 少年法（昭和23年法律第168号）第2条第1項に規定する少年をいう。

(5) 保護者 少年法第2条第2項に規定する保護者をいう。

（道の責務）

第3条 道は、暴走族の根絶等に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策を実施するに当たっては、国、市町村その他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

3 道は、国、市町村その他の関係する機関及び団体が実施する暴走族の根絶等に関する施策に協力するものとする。

（道民の責務）

第4条 道民は、道が実施する暴走族の根絶等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第5条 保護者は、その監護する少年に対し、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 暴走族に加入させないこと及び暴走族に加入していることを知ったときは、暴走族から離脱させること。

(2) 暴走行為を行わせないこと及び暴走行為をする者が運転する自動車等に同乗させないこと。

（学校、職場等の関係者の責務）

第6条 学校その他少年の育成に携わる機関及び団体の関係者並びに少年を雇用している職場において少年を指導監督する立場にある者（以下「学校、職場等の関係者」という。）は、相互に連携し、その職務又は活動を通じ、前条各号に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、道が実施する暴走族の根絶等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 自動車等の販売若しくは自動車等の部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、その事業活動において、自動車等の販売若しくは自動車等の部品の販売若しくは取付け又は自動車等の改造をすることにより、暴走行為を助長することのないよう努めなければならない。

3 自動車等の燃料の販売を業とする者は、その事業活動において、明らかに、法第62条又は第71条の2の規定に違反し、かつ、暴走行為をすると認められる自動車等の運転者に燃料を販売することにより、暴走行為を助長することのないよう努めなければならない。

4 衣服、鉢巻き、旗等（以下「衣服等」という。）に刺しゅう又は印刷（以下「刺しゅう等」という。）をすることを業とする者は、その事業活動において、明らかに暴走族の活動に使用すると認められる衣服等に暴走族の名称その他の暴走族であることを誇示する刺しゅう等を行うことにより、暴走族の活動を助長することのないよう努めなければならない。

（公園等の管理者の責務）

第8条 公園、駐車場、空き地その他の場所の管理者は、その管理する場所において、暴走族又は暴走行為をする者が常習的に集合し、かつ、他人に対し、危険を生じさせ、又は著しい迷惑を及ぼしていると認められる場合は、必要に応じ、暴走族又は暴走行為をする者の集合を禁ずる旨を掲示することその他の暴走族又は暴走行為をする者を集合させないための措置を講ずるよう努めなければならない。

（適用上の注意）

第9条 この条例の適用に当たっては、道民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第2章 基本的施策等

（基本方針の策定）

第10条 知事は、暴走族の根絶等に関する施策の総合的な推進を図るため、次に掲げる事項を定めた基本方針を策定するものとする。

(1) 暴走族の根絶等に係る道民の意識の高揚及び啓発活動に関する基本的な事項

(2) 暴走族への加入の防止に関する基本的な事項
(3) 暴走族からの離脱の促進に関する基本的な事項
(4) 暴走行為を防止するための環境整備に関する基本的な事項
(5) その他暴走族の根絶等に関する基本的な事項

2 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(情報の提供)

第11条 道は、暴走族の根絶等に関し、道民、保護者、学校、職場等の関係者、事業者等が行う活動の促進を図るため、必要な情報の提供に努めるものとする。
(関係機関等への要請)

第12条 道は、暴走族の根絶等に関する施策の実施について、必要に応じ、国、市町村その他の関係する機関及び団体に対し、協力の要請を行うものとする。
(保護者への要請)

第13条 警察署長は、暴走族に加入していると認められる少年の保護者に対し、必要に応じ、当該少年を暴走族から離脱させるよう指導することについて要請するものとする。

第3章 暴走行為に関する規制
(危険な運転等の禁止)

第14条 何人も、公園、駐車場、広場その他の公共の場所（法第2条第1項第1号に規定する道路を除く。）において、正当な理由がないのに、他人に危険を生じさせ、又は著しい迷惑を及ぼすような方法で、自動車等を急に発進させ、急に停止させ、若しくは急に転回させて運転し、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させてはならない。
(共同危険行為等の勧誘等の禁止)

第15条 何人も、少年に対し、法第68条の規定に違反する行為をするように勧誘し、又は同条の規定に違反する行為をさせる目的で、面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をしてはならない。

第4章 罰則

第16条 前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第17条 第14条の規定に違反した者は、5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章及び第4章の規定は、平成15年11月1日から施行する。

北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第38号

北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計条例

(設置)

第1条 石狩湾新港地域の開発を目的とする出資に関する経理を明確にするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この特別会計においては、出資の回収金、借入金、石狩湾新港地域開発減債基金繰入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、出資金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、石狩湾新港地域開発減債基金積立金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道石狩湾新港地域開発減債基金条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第39号

北海道石狩湾新港地域開発減債基金条例

(設置)

第1条 石狩湾新港地域の開発を目的として発行する道債（以下「道債」という。）の償還に要する経費の財源に充てるため、北海道石狩湾新港地域開発減債基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計（以下「特別会計」という。）の予算で定めるところにより積み立てるものとする。

（基金の使用）

第3条 基金は、道債の償還の財源に充てる場合に使用するものとする。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を特別会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 8 月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第40号

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部

を次のように改正する。

第3条第7号中「と殺業務手当」を「とさつ業務手当」に改め、同条第8号中「と畜検査等業務手当」を「とちく検査等業務手当」に改める。

第6条及び第7条中「資源管理課」を「漁業指導課」に改める。

第10条の2の見出しを「（とさつ業務手当）」に改め、同条中「と殺業務手当」を「とさつ業務手当」に、「と殺業務に」を「とさつ業務に」に改める。

第10条の3の見出しを「（とちく検査等業務手当）」に改め、同条第1項中「と畜検査等業務手当」を「とちく検査等業務手当」に改め、同項第1号中「と畜検査員」を「とちく検査員」に、「第10条」を「第14条」に改める。

第12条の3中「道有林管理センター」を「森づくりセンター」に改める。

第23条の2第1項第2号中「札幌医科大学事務局施設課」を「札幌医科大学事務局管財課」に改める。

第27条第1項中「、支庁道税事務所又は東京事務所税務課」を「又は支庁道税事務所」に改める。

第30条第3項第2号中「と畜検査等業務手当」を「とちく検査等業務手当」に改める。

第30条の2第1項第12号中「第27条第3項」を「第27条第4項」に改め、同項第13号中「第29条第3項」を「第29条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の3第1項第1号の改正規定（「第10条」を「第14条」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 8 月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第41号

北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例（北海道情報公開条例の一部改正）

第1条 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の一部を次のように

改正する。

第2条第2項中「含む」の次に「。以下同じ」を加え、「電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類する物であって、」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

第2条第3項中「公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付する」を「文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあっては視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により開示する」に改める。

第10条第1項第2号中「国」の次に「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）」を加え、同項第4号中「又は国」の次に「、独立行政法人等」を加える。

第19条第2項中「閲覧する」を「閲覧し、又は視聴する」に改め、「であって、当該開示公文書の写し」の次に「（電磁的記録媒体等に複製したものを含む。以下同じ。）」を加える。

第22条を次のように改める。

（法令等の規定により開示される公文書）

第22条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第2条第3項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第3項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第23条中「の閲覧又はその写しの交付」を削る。

第27条第1項中「保有する文書」の次に「（図画及び写真並びに電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項中「その閲覧又はその写しの交付」を「当該文書の公開」に改め、同条第3項中「閲覧又はその写しの交付」を「公開」に改める。

第36条中「閲覧」の次に「、視聴」を加える。

（北海道個人情報保護条例の一部改正）

第2条 北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「国」の次に「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4号中「文書等」を「公文書」に、「」であって、」を「以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

第2条第5号を削る。

第18条第4号中「と国」の次に「、独立行政法人等」を加える。

第21条第1項を次のように改める。

実施機関は、第16条第1項の規定による開示請求に係る個人情報の開示を決定したときは、文書、図画又は写真に記録されている個人情報にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている個人情報にあっては視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により、開示を行うものとする。

第21条第3項中「閲覧する」を「閲覧し、又は視聴する」に、「文書等又は磁気テープ等から印字装置により出力された物の写し」を「公文書の写し（電磁的記録媒体等に複製したものを含む。以下同じ。）」に、「写しの閲覧又は写しの交付」を「公文書の写し」に改め、同条第4項中「文書等」を「公文書」に改め、「の閲覧又は写しの交付」を削る。

第49条の見出し中「国又は他の地方公共団体」を「国等」に改め、同条中「国」

の次に「、独立行政法人等」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第1条中北海道情報公開条例第10条の改正規定並びに第2条中北海道個人情報保護条例第2条第3号、第18条及び第49条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北海道情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（前項ただし書に規定する改正規定に係る部分にあっては、公布の日）以後の公文書の開示の請求及び出資法人等が保有する文書の公開の申出について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の北海道個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日（第1項ただし書に規定する改正規定に係る部分にあっては、公布の日）以後の自己に関する個人情報の開示の請求について適用する。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第42号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「個人」の次に「に係るもの（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係るものを除く。）」を、「法人」の次に「に係るもの（利子等に係るものを除く。）」を加え、
「利子等に係るもの」にあっては、利子等の支子等に係るものを除く。）を加え、
「利子等に係るもの」にあっては、利子等の支払又は
「利子等に係るもの」にあっては、利子等の支払又は
その取扱いをする者の営業所等で道内に所在するものうち主たる
主たるものの所在地を特定配当等に係るもの又は特定株式等譲渡所得金
額に係るものにあっては、札幌中央道税事務所の所管区域内の地
に改める。

第20条の2の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条中「が郵便」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便」を、「提出されたときは、その郵便物」の次に「又は同条第3項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）」を、「ないときは、その郵便物」の次に「又は信書便物」を加え、「郵送日数」を「送付日数」に改める。

第24条第1項中「利子割額によって」の次に「、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって」を加え、同項に次の2号を加える。

- (6) 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道内に住所を有するもの
- (7) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第1項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下この節において「選択口座」という。）に係る同条第1項に規定する特定口座内保管上場株式等（以下この節において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第37条の11第1項に規定する譲渡（以下この節において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同項に規定する上場株式等（以下この節において「上場株式等」という。）の同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等（以下この節において「信用取引等」という。）に係る同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済（以下この節において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道内に住所を有するもの

第24条第2項中「前項第1号」の次に「、第6号及び第7号」を加える。

第27条中「及び利子割」を「、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第27条の2 所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章

第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の32を乗じて得た金額を、その者の前2条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第2章第1節に次の11条を加える。

(配当割の課税標準)

第37条の8 配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とする。

2 前項の特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。

(配当割の税率)

第37条の9 配当割の税率は、100分の5とする。

(国外株式の配当等に係る課税標準)

第37条の10 特定配当等のうち租税特別措置法第8条の3第2項に規定する国外投資信託等の配当等又は同法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等に係るもの（以下この条並びに第37条の12及び第37条の13において「国外特定配当等」という。）の支払の際に徴収される所得税法第95条第1項に規定する外国所得税（政令第9条の16に規定するものを含む。）の額があるときは、第37条の8第1項に規定する支払を受けるべき特定配当等の額は、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

(配当割の徴収の方法)

第37条の11 配当割の徴収については、特別徴収の方法による。

(配当割の特別徴収義務者)

第37条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において道内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。

(配当割の申告納入)

第37条の13 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外

特定配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の規定による納入申告書に同項の規定による計算書を添付して知事に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関又は出納員に納入しなければならない。

(株式等譲渡所得割の課税標準)

第37条の14 株式等譲渡所得割の課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とする。

2 前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。

(株式等譲渡所得割の税率)

第37条の15 株式等譲渡所得割の税率は、100分の5とする。

(株式等譲渡所得割の徴収の方法)

第37条の16 株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法による。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第37条の17 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の10第2項に規定する証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

(株式等譲渡所得割の申告納入等)

第37条の18 前条の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（次項において「対象譲渡等」という。）により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日（政令第9条の20第1項各号に規定する場合にあっては、同項各号に定める日）までに、法第71条の51第2項の規定による納入申告書に同項の規定による計算書を添付して知事に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関又は出納員に納入しなければならない。

2 前条の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を政令第9条の20第2項に規定するところにより還付しなければならない。

第38条の2第1項中「第72条第7項第1号」を「第72条の2第9項第1号」に、「第72条の14第1項ただし書」を「第72条の23第1項ただし書」に、「第72条の17第1項ただし書」を「第72条の49の8第1項ただし書」に改め、「よって当該法人」の次に「の事業税の所得割」を加える。

第39条の見出しを「(法人の事業税の税率等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法人の行う事業（特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本等の金額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の4.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の8.6

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の7.5

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の11

第39条第2項中「税率」を「額」に、「前項第2号又は第3号」を「第1項又は第2項」に、「特別法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の7.5とし、その他の法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の11」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本等の金額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得及び清算所得に100分の8.6を乗じて得た金額

エ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の11を乗じて得た金額

(2) 特別法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の7.5を乗じて得た金額

イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の7.5を乗じて得た金額

(3) その他の法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の11を乗じて得た金額

イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の11を乗じて得た金額

第39条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算

期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の7.5

(2) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4
各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の11

3 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.5を乗じて得た金額とする。

第40条を次のように改める。

(法人の事業税の徴収の方法)

第40条 法人の行う事業に対する事業税の徴収については、申告納付の方法による。

第41条第1項を次のように改める。

事業税の納税義務がある法人は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に定める期間内に、同表の右欄に定める事業税に係る申告書を知事に提出し、その申告した税額を総務省令第12号の2様式の納付書によって指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定によって申告納付する場合	各事業年度又は各計算期間終了の日から2月以内（外国法人（法第24条第3項に規定する外国法人をいう。）が法第72条の9第1項に規定する納税管理人を定めないで法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合（同条第2項の認定を受けた場	所得割（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人にあっては、付加価値割、資
--	---	---------------------------------------

合を除く。）においては、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日のいずれか早い日まで)

法第72条の25第2項の規定（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）によって知事（2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事をいう。以下この項において同じ。）の承認を受けた場合

法第72条の25第3項の規定（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）によって知事の承認を受けた場合

法第72条の25第4項の規定（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）によって知事の承認を受けた場合

法第72条の25第5項の規定（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）によって知事の承認を受けた場合

知事の指定した日まで

各事業年度終了の日から3月以内（やむを得ない事情があると認められる場合には、その指定する月数の期間内）

知事の指定した日まで

各事業年度（その終了の日を法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。）終了の日から4月以内（やむを得ない事情があると認められる場合には、その指定す

本割及び所得割とする。）若しくは収入割又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割

	る月数の期間内)	
法第72条の26第1項の規定によって申告納付する場合	当該事業年度又は計算期間の開始の日から6月を経過した日から2月以内	予定申告に係る事業税額
法第72条の29第1項の規定によって申告納付する場合	当該事業年度の終了の日から2月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）	付加価値割、所得割又は入割
法第72条の30第1項の規定によって申告納付する場合	残余財産の分配の日の前日まで	清算所得に係る所得割
法第72条の31第1項の規定によって申告納付する場合	残余財産の確定した日から1月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）	

第42条を次のように改める。

（法人の事業税の徴収猶予）

第42条 知事は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が次の各号のいずれかに該当する場合において、事業税（法第72条の25又は第72条の28の規定により申告納付する付加価値割、資本割及び所得割に限る。）を納付することが困難であると認めるときは、当該法人の申請に基づき、当該事業税の納期限の翌日から3年以内の期間を限り、当該事業税の全部又は一部の徴収を猶予するものとする。この場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることができる。

- (1) 当該事業税の申告書に係る事業年度終了の日の翌日から起算して3年前の日の属する事業年度から当該事業税の申告書に係る事業年度までの各事業年度の所得がない法人で政令第32条の2第1項に規定するもの
- (2) 当該事業税の申告書に係る事業年度（その終了の日が当該法人の設立の日から起算して5年を経過した日より前である事業年度に限る。）の所得がない法人で政令第32条の2第2項に規定するもの

2 知事は、前項の規定により徴収を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令第32条の3に規定す

るところにより徴収するものとする。ただし、担保を徴収することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第1項の申請をする法人は、当該事業税の申告書を提出する際、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の所在地及び名称
- (2) 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- (3) 徴収の猶予を受けようとする税額及び期間
- (4) その他参考となる事項

4 第1項の規定は、同項第1号の法人にあっては当該事業税の申告書に係る事業年度終了の日の翌日から起算して3年前の日の属する事業年度から、同項第2号の法人にあっては設立の日の属する事業年度から、それぞれ当該事業税の申告書に係る事業年度の前事業年度までの各事業年度について法第72条の25又は第72条の28の規定によって提出すべき申告書（第8項において「確定申告書」という。）を提出している場合であって、当該事業税の申告書をその提出期限までに提出したときに限り、適用する。

5 知事は、第1項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該法人の申請により、3年以内の期間を限りその期間を延長するものとする。ただし、その期間は、既に当該法人につき同項の規定により徴収を猶予した期間と合わせて6年を超えることができない。

6 知事は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が次の各号のいずれかに該当する場合において、事業税（法第72条の26の規定により申告納付する付加価値割、資本割及び所得割に限る。）を納付することが困難であると認めるときは、当該法人の申請に基づき、当該事業税の納期限の翌日から3年以内の期間を限り、当該事業税の全部又は一部の徴収を猶予するものとする。この場合においては、知事は、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることができる。

- (1) 当該事業税の申告書に係る事業年度開始の日から起算して3年前の日の属する事業年度から当該事業税の申告書に係る事業年度の前事業年度までの各

- 事業年度の所得がない法人のうち、当該事業税の申告書に係る事業年度開始の日から6月の期間の末日の現況により当該事業税の申告書に係る事業年度の所得がないと見込まれる法人で政令第32条の2第1項に規定するもの
- (2) 事業年度開始の日から6月の期間の末日の現況により当該事業税の申告書に係る事業年度（その開始の日から6月の期間の末日が当該法人の設立の日から起算して5年を経過した日よりも前である事業年度に限る。）の所得がないと見込まれる法人で政令第32条の2第2項に規定するもの
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項の規定による徴収の猶予について準用する。この場合において、第4項中「事業年度終了の翌日」とあるのは、「事業年度開始の日」と読み替えるものとする。
- 8 知事は、第1項又は第6項の規定により事業税について徴収の猶予を受けた法人が当該事業税の申告書に係る事業年度後の各事業年度について確定申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る事業税を一時に徴収することができる。
- 9 知事は、第6項の規定により事業税について徴収の猶予を受けた法人が当該事業年度において法第72条の28の規定によって提出すべき申告書をその提出期限までに提出しなかったとき又は当該法人の当該事業年度の所得があるときは、当該徴収の猶予に係る事業税の全部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。
- 10 知事は、第1項又は第6項の規定による徴収の猶予をした場合（前項の規定により徴収の猶予を取り消した場合を除く。）には、その猶予をした事業税に係る延滞金額のうち、当該徴収の猶予をした期間（延滞金が年14.6パーセントの割合により計算される期間に限る。次項において同じ。）に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を免除するものとする。ただし、第8項の規定又は第12項において準用する法第15条の3第1項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。
- 11 知事は、第9項の規定により徴収の猶予を取り消した場合には、その猶予をした事業税に係る延滞金額のうち、当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を免除することができる。
- 12 法第15条第4項、法第15条の2第1項、法第15条の3及び法第15条の9第2

項並びに法第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項又は第6項の規定による徴収の猶予について、法第11条、法第16条第3項、法第16条の2第4項並びに法第16条の5第1項及び第2項の規定は第2項（第7項において準用する場合を含む。）の規定による担保について準用する。

第43条の2を第43条の2の3とし、第43条の次に次の2条を加える。

（個人の事業税の税率等）

第43条の2 個人の行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第1種事業を行う個人 所得に100分の5を乗じて得た金額
- (2) 第2種事業を行う個人 所得に100分の4を乗じて得た金額
- (3) 第3種事業（次号に掲げるものを除く。）を行う個人 所得に100分の5を乗じて得た金額
- (4) 第3種事業のうち法第72条の2第9項第4号、第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額

2 前項の規定により区分された事業をあわせて行う場合における同項各号に掲げる税率を適用すべき所得は、当該個人の事業の所得をそれぞれの事業につき法第72条の49の8第1項から第3項までの規定によって計算した所得金額にあん分して算定するものとする。

（個人の事業税の徴収の方法）

第43条の2の2 個人の行う事業に対する事業税の徴収については、普通徴収の方法による。

第43条の3第1項中「第72条の17第1項」を「第72条の49の8第1項」に、「第72条の18第1項」を「第72条の49の10第1項」に改める。

第43条の5中「第72条」を「第72条の2」に改める。

第43条の7の見出しを「（個人の事業税の減免）」に改める。

第43条の11中「第4項」を「第3項」に改める。

第44条の2第2項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同条第11項中「緑資源公団が緑資源公団法（昭和31年法律第85号）により行う同法第18条第1項第7号イ」を「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法

の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」という。）第19条第1項第1号イ」に改める。

第44条の10の7第1項中「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源機構」に、「緑資源公団法第22条の4第2項」を「独立行政法人緑資源機構法第16条第2項若しくは同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項」に改め、同条第2項中「知事は、」の次に「農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する」を加え、「緑資源公団法第22条の4第2項」を「独立行政法人緑資源機構法第16条第2項又は同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項」に改め、同条第5項中「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源機構」に改める。

附則第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の2の規定の適用については、同条中「及び法第36条」とあるのは、「、法第36条及び附則第5条第1項」とする。

附則第5条の次に次の2条を加える。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例）

第5条の2 平成17年度から平成20年度までの各年度分の個人の道民税に係る第27条の2の規定の適用については、同条中「100分の32」とあるのは、「3分の1」とする。

（配当割の税率等の特例）

第5条の3 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等の額に係る配当割の税率は、第37条の9の規定にかかわらず、100分の3とする。

附則第6条第2項中「前条」を「附則第5条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における第27条の2並びに附則第13条第1項及び第2項の規定の適用については、第27条の2中「及び法第36条」とあるのは「、法第36条及び附則第6条第2項」と、附則第13条第2項第1号中「及び附則第5条第1項」とあるのは「、附則第5条第1項及び附則第6条第2項」と

する。

附則第7条の2を次のように改める。

（法人の事業税の税率の特例）

第7条の2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、附則第13条第3項中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号の」とあるのは「各事業年度

の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の7.5
--------------------------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6
各事業年度の所得のうち10億円を超える金額	100分の7.9

と、同項第3号の」と、「同項第2号中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」とあるのは「同項第2号ア中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」と、同号イ中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」とする。

附則第7条の2の4第1項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附則第7条の6中「における第44条の10の2第1項」の次に「又は附則第7条の5第2項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

附則第8条の4第1項に次の1号を加える。

(3) 平成5年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成3年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前2号の規定の適用を受ける自動車を除く。）平成16年度

附則第8条の4第3項中「附則第9条の2の2第5項」を「附則第9条の2の2第6項」に改め、「平成16年度分の自動車税に限り」の次に「、当該自動車が平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成16年度分の自動車税に限り」を加える。

附則第9条の2の2第4項中「総務省令で定める許容限度」を「総務省令附則第12条の2の2第1項に規定する許容限度」に、「総務省令で定めるもの」を「総

務省令附則第12条の2の2第2項に規定するもの」に改め、同条第8項中「政令で定める」を「政令附則第16条の2の6第7項に規定する」に改め、同条第9項中「政令で定める」を「政令附則第16条の2の6第8項に規定する」に改める。

附則第9条の5第3項第3号中「及び附則第5条」を「、第27条の2及び附則第5条第1項」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。

附則第10条第3項第3号中「第27条」の次に「、第27条の2及び附則第5条第1項」を加え、「同条」を「これらの規定」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「の所得割の額」との次に「、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と」を加え、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

附則第12条第1項中「附則第18条第1項及び第2項」を「附則第18条第1項」に改め、同条第2項中「政令で定める株式」を「政令附則第18条第2項に規定する株式」に改め、同条第6項及び第7項を次のように改める。

6 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

7 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において道民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に、特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他総務省令附則第15条の2第1項に規定する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことにつきやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

附則第12条第8項第3号中「及び附則第5条」を「、第27条の2及び附則第5条第1項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「の所得割の額」との次に「、第27条の2中「法第32条第15項」とあるのは「附則第12条第7項」と」を加え、「同条各号」を「同項各号」に改める。

附則第12条の2第1項中「政令で定めるもの」を「政令附則第18条の2第1項に規定するもの」に、「政令で定めるところ」を「政令附則第18条の2第2項に規定するところ」に改める。

附則第12条の2の2第1項中「附則第18条の2第1項」を「附則第18条の6第1項」に、「附則第18条の2第13項」を「附則第18条の6第13項」に、「1年」を「3年」に、「附則第18条の2第14項」を「附則第18条の6第14項」に改め、同条第3項中「政令で定める」を「政令附則第18条の6第16項に規定する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（株式等譲渡所得割の税率等の特例）

第12条の2の3 平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に行われた第24条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第37条の15の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項の場合において、第37条の18の規定の適用については、同条第2項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

附則第12条の3第1項中「附則第18条の3第1項」を「附則第18条の7第1項」に改め、同条第2項第3号中「及び附則第5条」を「、第27条の2及び附則第5条第1項」に改める。

附則第13条第1項に後段として次のように加える。

この場合における第27条の2の規定の適用については、同条中「及び法第36条」とあるのは、「、法第36条及び附則第13条第1項」とする。

附則第13条第2項第1号中「附則第5条」を「附則第5条第1項」に改め、同項第2号中「附則第3条の3第4項」を「附則第3条の3第5項」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同条第3項中「第39条第1項第1号中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.3」と、同項第2号及び第3号中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第2項中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、」を「第39条第1項第1号ウの表中「100分の4.4」とあるのは「100分の3.8」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の5.5」と、「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同項第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは

「100分の9.6」と、同条第2項第1号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第3項中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.3」と、同条第4項第1号ウ中「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同号エ中「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同項第2号中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号中」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第44条の2、第44条の10の7及び附則第7条の2の4の改正規定 平成15年10月1日

(2) 第8条、第24条及び第27条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第2章第1節に11条を加える改正規定、附則第5条の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定、附則第6条、附則第9条の5、附則第10条及び附則第12条の改正規定、附則第12条の2の2の次に1条を加える改正規定、附則第12条の3第2項並びに附則第13条第1項及び第2項の改正規定並びに次項、附則第3項及び第5項から第8項までの規定 平成16年1月1日

(3) 第38条の2から第42条までの改正規定、第43条の2を第43条の2の3とし、第43条の次に2条を加える改正規定、第43条の3、第43条の5、第43条の7、第43条の11、附則第7条の2及び附則第8条の4第1項の改正規定、同条第3項の改正規定（「附則第9条の2の2第5項」を「附則第9条の2の2第6項」に改める部分を除く。）並びに附則第13条第3項の改正規定並びに附則第9項から第12項までの規定 平成16年4月1日

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第27条の2並びに附則第5条第2項並びに第12条第6項及び第7項の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の道民税について適用する。

3 新条例第27条並びに附則第6条、第9条の5、第10条及び第13条第1項の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成16年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第12条の2の2の規定は、道民税の所得割の納税義務者が平成15

年4月1日以後に行う同条第1項に規定する特定株式の譲渡について適用し、道民税の所得割の納税義務者が同日前に行ったこの条例による改正前の北海道税条例（以下「旧条例」という。）附則第12条の2の2第1項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

5 旧条例附則第12条第6項及び第7項の規定は、平成15年度分までの個人の道民税については、なおその効力を有する。

6 新条例の規定中利子等（地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第23条第1項第14号に規定する利子等をいう。以下この項において同じ。）に係る道民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払を受けるべき利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律第1条による改正前の地方税法第23条第1項第14号に規定する利子等については、なお従前の例による。

7 新条例の規定中特定配当等（新法第23条第1項第15号に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る道民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用する。

8 新条例の規定中特定株式等譲渡所得金額（新法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る道民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払うべき所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「新租税特別措置法」という。）第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の新租税特別措置法第37条の11第1項に規定する譲渡の対価及び新租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する差金決済（以下この項において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる差金決済により生じた同条第3項第1号ロに規定する差損金額に係る特定株式等譲渡所得金額について適用する。

9 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成16年4月1日以後である解散に限り、合併による解散を除く。以下この項にお

いて同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

10 新条例の規定中個人の事業税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成15年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

11 新条例第43条の11及び附則第7条の2の3の規定は、所得税法等の一部を改正する法律第6条の規定による改正後の消費税法(昭和63年法律第108号)第42条第1項、第4項又は第6項に規定する課税期間が平成16年4月1日以後に開始する場合について適用し、所得税法等の一部を改正する法律第6条の規定による改正前の消費税法第42条第1項、第4項、第6項又は第8項に規定する課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

12 新条例附則第8条の4第1項及び第3項の規定は、平成16年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成15年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第43号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例(昭和60年北海道条例第7号)の一部を次のように改正する。

第18条中「製造の事業」の次に「、旅館業又はソフトウェア業」を加え、「離島振興法第十九条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に

伴う措置が適用される場合等を定める省令」に改める。

第20条中「製造の事業」の次に「、旅館業又はソフトウェア業」を加える。

第21条中「製造の事業」の次に「又はソフトウェア業」を加える。

第22条中「平成15年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

11 第28条、第31条、第33条、第34条又は第36条に規定する家屋及びその敷地である土地の取得で、その取得が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に行われた場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「100分の0.4」とあるのは、「100分の0.3」とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例(次項において「新条例」という。)第22条及び附則第11項の規定は、平成15年4月1日から適用する。

3 新条例第18条、第20条及び第21条の規定中旅館業又はソフトウェア業に係る部分については、平成15年4月1日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用する。

租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第44号

租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
(北海道総合企画部手数料条例の一部改正)

第1条 北海道総合企画部手数料条例(平成12年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表4の項中「第18条の5第10項」を「第19条第11項」に、「第38条の5第8項」を「第38条の5第9項」に改め、同表5の項中「第18条の5第11項第4号」を「第19条第12項第4号」に、「第38条の5第9項第4号」を「第38条の5第10項第4号」に改める。

（北海道建設部手数料条例の一部改正）

第2条 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表64の項中「第31条の2第2項第11号ハ」を「第31条の2第2項第12号ハ」に、「第62条の3第4項第11号ハ」を「第62条の3第4項第12号ハ」に改め、同表65の項中「第20条の2第7項」を「第20条の2第9項」に、「第38条の4第17項」を「第38条の4第19項」に改め、同表66の項中「第39条の7第10項」を「第39条の7第9項」に改め、同表67の項中「第39条の7第12項」を「第39条の7第11項」に改める。

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第3条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項の(1)中「第31条の2第2項第11号ハ、第62条の3第4項第11号ハ」を「第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ」に改め、同表の7の項の(1)中「第31条の2第2項第12号ニ、第62条の3第4項第12号ニ」を「第31条の2第2項第13号ニ、第62条の3第4項第13号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道公害紛争処理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 8 月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第45号

北海道公害紛争処理条例の一部を改正する条例

北海道公害紛争処理条例（昭和45年北海道条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4号中「呼出」を「呼出し」に、「郵便料又は電信料」を「費用」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 8 月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道立自然公園条例の一部を改正する条例

北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定（第3条・第4条）

第3章 公園計画及び公園事業（第5条―第9条）

第4章 保護及び利用（第10条―第25条）

第5章 風景地保護協定（第26条―第31条）

第6章 公園管理団体（第32条―第37条）

第7章 雑則（第38条）

第8章 罰則（第39条―第46条）

附則

第1条中「昭和32年法律第161号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

「第2章 指定、公園計画及び公園事業」を「第2章 指定」に改める。

第19条中「前4条」を「第39条、第40条、第42条又は前条」に改め、同条を第44条とし、同条の次に次の2条を加える。

第45条 第13条第6項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者は、5万円以下の過料に処する。

第46条 詐欺その他の不正の行為により、第20条の手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

第18条中「20万円」を「30万円」に改め、同条第7号中「第14条第5項」を「第38条第5項」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号中「第13条第2項」を「第25条第2項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「第13条第1項第1号」を「第25条第1項第1号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号

中「第11条第2項」を「第23条第2項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号中「第11条第1項」を「第23条第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号中「第9条第5項」を「第21条第5項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号中「第9条第1項」を「第21条第1項」に改め、同号を同条第4号とし、同条に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 偽りその他不正の手段により第13条第5項の立入認定証の再交付を受けた者
- (2) 第16条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者
- (3) 第19条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第18条を第43条とする。

第17条中「第9条第2項の規定による処分」を「第21条第2項又は第35条の規定による命令」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条を第42条とする。

第16条中「6箇月」を「6月」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条第1号中「第7条第4項」を「第10条第4項又は第11条第4項」に改め、同条第2号中「第8条」を「第12条」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 偽りその他不正の手段により第13条第1項の認定を受けた者
- 第16条を第40条とし、同条の次に次の1条を加える。

第41条 第17条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第15条中「第10条」を「第22条第1項」に、「50万円」を「100万円」に改め、同条を第39条とする。

第5章を第8章とする。

第14条第2項及び第3項中「かき」を「垣」に改め、同条第5項中「かき」を「垣」に、「立入」を「立入り」に改め、第4章中第14条を第38条とする。

第4章を第7章とする。

第13条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「当該自然公園」を「当該道立自然公園」に、「おこさせる」を「起こさせる」に改め、同項第2号中「けんお」を「嫌悪」に、「客引し」を「客引きをし」に改め、第3章中第13条を第25条とする。

第12条を第24条とする。

第11条第1項中「第7条第4項」を「第10条第4項若しくは第11条第4項第6号」に、「第9条第2項」を「第21条第2項」に、「とる」を「執る」に改め、同条第2項中「第7条第4項、第9条第2項」を「第10条第4項、第11条第4項第6号、第21条第2項」に、「第7条第4項各号若しくは第9条第1項各号」を「第10条第4項各号、第11条第4項第6号若しくは第21条第1項各号」に改め、同条を第23条とする。

第10条の見出しを「(中止命令等)」に改め、同条中「当該公園」を「当該道立自然公園」に、「第7条第4項」を「第10条第4項若しくは第11条第4項」に、「第8条」を「第12条」に改め、「において」の次に「、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて」を加え、「又は原状回復」を「若しくは原状回復」に、「代る」を「代わる」に、「とる」を「執る」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ告示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第10条を第22条とする。

第9条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「とる」を「執る」に改め、同条第7項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「又は軽易な」を「、軽易な行為その他の」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第26条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲

げる事項に従って行うもの

第9条を第21条とする。

第8条中「前条第4項」を「第10条第4項及び前条第4項第6号」に改め、「道立自然公園」の次に「の風致又は景観」を加え、同条を第12条とし、同条の次に次の8条を加える。

（立入りの認定）

第13条 道立自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ第11条第4項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。

(1) 道立自然公園を利用する目的で立ち入るものであること。

(2) 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に認定の申請をしなければならない。

3 知事は、第1項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 知事は、第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、立入認定証を交付しなければならない。

5 第1項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。

6 第1項の認定を受けた者は、当該利用調整地区の区域内に立ち入るときは、第4項の立入認定証を携帯しなければならない。

（指定認定機関）

第14条 知事は、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条に規定する知事の事務（以下「認定関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定認定機関の指定（以下第18条までにおいて単に「指定」という。）は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

(1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産者で復権を得ないもの

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、法若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4) 第18条第2項又は第3項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(5) 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

4 知事は、指定をしたときは、指定に係る利用調整地区に関する認定関係事務を行わないものとする。

5 知事は、指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第1項から第5項までの規定中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

（指定の基準）

第15条 知事は、前条第2項の申請に係る利用調整地区につき他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

(1) 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。

(2) 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(3) 認定関係事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 前3号に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定認定機関の遵守事項）

第16条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、規則で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、知事の認可を受けなければ

ばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、指定を受けた後遅滞なく）知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。

4 指定認定機関は、知事の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

5 知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第4項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第18条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、規則で定める。

（秘密保持義務等）

第17条 指定認定機関（その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。）及びその職員並びにこれらの者であった者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定認定機関に対する監督命令等）

第18条 知事は、第13条から第20条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 知事は、指定認定機関が第14条第3項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。

3 知事は、指定認定機関が第16条の規定に違反したとき、同条第1項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第1項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

4 第14条第5項の規定は、前2項の規定による指定の取消しについて準用する。（報告徴収及び立入検査）

第19条 知事は、第13条から次条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（手数料）

第20条 第13条第1項の認定又は同条第5項の立入認定証の再交付を受けようとする者は、次の手数料を当該認定又は再交付の申請の際に道（指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、指定認定機関）に納めなければならない。

(1) 利用調整地区立入認定申請手数料 1人につき1,000円

(2) 利用調整地区立入認定証再交付手数料 1件につき600円

2 前項の手数料（道に納める場合に限る。）は、北海道収入証紙で納めなければならない。

3 第1項の規定により指定認定機関に納められた手数料は、当該指定認定機関の収入とする。

第7条第4項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項ただし書中「（第4号の2）」を「（第5号）」に、「若しくは第4号の2」を「若しくは同号」に改め、「同号に掲げる行為」の次に「若しくは第7号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為」を加え、同項中第10号を第14号とし、同項に次の1号を加える。

(15) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第7条第4項中第9号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (13) 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

第7条第4項第8号中「その他これに類する」を「その他の」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第7条第4項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

第7条第4項中第4号の2を第5号とし、同条第6項中「同項第4号の2」を「同項第5号」に改め、「同号に掲げる行為」の次に「若しくは同項第7号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為」を加え、同条第8項第2号中「又は軽易な」を「、軽易な行為その他の」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第26条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの

第7条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用調整地区）

第11条 知事は、道立自然公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。

2 知事は、利用調整地区の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、関係市町村及び国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

3 第3条第2項及び第3項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

4 何人も、知事が定める期間内は、第13条第1項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第4項の許可を受けた行為（法第66条第2項の規定により例によることとされる法第56条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は前条第6項の届出をした行為（法第66条第2項の規定により例によることとされる法第56条第3項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合

- (2) 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合

- (3) 公園事業を執行するために立ち入る場合

- (4) 第26条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うものを行うために立ち入る場合

- (5) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるものを行うために立ち入る場合

- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

第3章を第4章とし、同章の次に次の2章を加える。

第5章 風景地保護協定

（風景地保護協定の締結等）

第26条 関係市町村若しくは道又は第32条第1項の規定により指定された公園管理団体で第33条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、道立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該道立自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

- (1) 風景地保護協定の目的となる土地の区域（以下「風景地保護協定区域」という。）

- (2) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項

- (3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあっては、当該施設の整備に関する事項

- (4) 風景地保護協定の有効期間

(5) 風景地保護協定に違反した場合の措置

2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。

(2) 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。

(3) 第1項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

4 関係市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

5 第1項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

(風景地保護協定の縦覧等)

第27条 関係市町村又は道は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請があったときは、規則で定めるところにより、その旨を告示し、当該風景地保護協定を当該告示の日から2週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による告示があったときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、知事又は関係市町村に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

第28条 知事は、第26条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

(1) 申請手続が法令、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反しないこと。

(2) 風景地保護協定の内容が、第26条第3項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の告示等)

第29条 関係市町村又は道は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をした

ときは、規則で定めるところにより、その旨を告示し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第30条 第26条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第31条 第29条(前条において準用する場合を含む。)の規定による告示のあった風景地保護協定は、その告示のあった後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

第6章 公園管理団体

(指定)

第32条 知事は、道立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を告示しなければならない。

3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(業務)

第33条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。

(2) 道立自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。

(3) 道立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

- (4) 道立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- (5) 道立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (連携)

第34条 公園管理団体は、道及び関係市町村との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第35条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第36条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(情報の提供等)

第37条 道は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

2 道は、関係市町村に、公園管理団体に対しその業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うことについて、協力を求めるものとする。

第6条の4を第9条とし、第6条の3を第8条とし、第6条の2を第7条とし、第5条の前に次の章名を付する。

第3章 公園計画及び公園事業

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。
- (北海道屋外広告物条例の一部改正)
- 2 北海道屋外広告物条例(昭和25年北海道条例第70号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号の3中「第7条第1項」を「第10条第1項」に改める。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第47号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例(平成12年北海道条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(手数料の納付方法等)」に改め、同条中「手数料は」の次に「、次項に定めるものを除くほか」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法令の規定により知事が指定認定機関に行わせることとした別表1の項及び2の項に掲げる事務に係る手数料は、指定認定機関に納めなければならない。

別表1の項から6の項までを次のように改める。

1 自然公園法(昭和32年法律第161号)第16条第1項の規定に基づく国定公園の利用調整地区の区域内への立入りの認定の申請に対する審査	利用調整地区 立入認定申請 手数料	1人につき1,000円	認定申請 のとき
2 自然公園法第16条第5項の規定に基づく国定公園の利用調整地区の区域内への立入認定証の再交付	利用調整地区 立入認定証再 交付手数料	600円	再交付申 請のとき
3から6まで 削除			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成15年 8 月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第48号

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例（昭和43年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号中「北海道寡婦福祉資金貸付規則」を「北海道寡婦福祉資金貸付規則を廃止する規則（平成15年北海道規則第48号）による廃止前の北海道寡婦福祉資金貸付規則」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「北海道遺児福祉修学資金貸付規則」を「北海道遺児福祉修学資金貸付規則を廃止する規則（平成11年北海道規則第50号）による廃止前の北海道遺児福祉修学資金貸付規則」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 知事は、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第4条第1項の規定に基づく資金の貸付を受けた者が次に掲げる事由のいずれかに該当し当該資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該資金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。ただし、保証人が当該資金の償還未済額を償還することができるものと認められるときは、この限りでない。

- (1) 当該資金の償還日において規則で定める所得の状況にあるとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 精神又は身体に著しい障害を受けたとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成15年 8 月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第49号

食品衛生法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道保健福祉部手数料条例の一部改正）

第1条 北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表1の項から34の項までの規定中「第21条第1項」を「第52条第1項」に改め、同表98の項中「と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第1項」を「と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項」に改め、同表99の項中「と畜場法第10条第1項から第4項」を「と畜場法第14条第1項から第5項」に改める。
（食品衛生法施行条例の一部改正）

第2条 食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条の18第2項」を「第50条第2項」に改める。

第3条中「第20条」を「第51条」に改める。

別表第1の4の項第10号中「と畜場法（昭和28年法律第114号）第2条第1項」を「と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第1項」に改め、同表の6の項中「第7条第1項」を「第11条第1項」に改め、同表の7の項第1号ア中「第19条の17第1項本文」を「第48条第1項本文」に改める。

別表第2の2の項第4号中「第11条」を「第19条第1項」に改める。

別表第4の2の項第1号オ(㍿)ただし書中「第21条第1項」を「第52条第1項」に改める。

（と畜場法施行条例の一部改正）

第3条 と畜場法施行条例（平成15年北海道条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

と畜場法施行条例

第1条中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第4条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第21条第1項」を「第52条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条中北海道保健福祉部手数料条例別表98の項及

び99の項の改正規定、第2条中食品衛生法施行条例別表第1の4の項第10号の改正規定並びに第3条の規定は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 8 月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第50号

北海道福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 公共的車両等及び住宅に係る措置（第29条・第30条）」を第2節 公共的車両等及び公共的工作物に係る措置（第29条・第29条の2）に改3節 住宅及び住宅周辺の環境に係る措置（第30条・第30条の2）に改める。

前文のうち第2項中「障害者、高齢者、妊娠婦などで行動上の制限を受ける人々が」を「すべての道民が等しく」に、「機会を等しく」を「機会を」に改め、「情報」の次に「、サービス等」を加え、「福祉のまちづくりを」を「地域社会づくりを総合的に」に改める。

第2条第4号中「公共的車両等」の次に「、公共的工作物」を、「住宅」の次に「（共同住宅を除く。）」を加え、同号を同条第6号とし、同条第3号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 公共的工作物 信号機、バスの停留所その他の多数の者の利用に供する工作物で規則で定めるものをいう。

第2条第2号中「学校」の次に「、共同住宅」を加え、「不特定かつ」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 福祉のまちづくり 障害者、高齢者等をはじめすべての道民が、日常生活又は社会生活における様々な障壁が取り除かれることにより、等しく社会参加の機会を有することができるとともに、共に支え合い、自立した生活を送

ることができる地域社会づくりをいう。

第3条第5項中「に関する施策について、市町村と緊密に連携して、その推進」を「の推進に当たっては、国、市町村及び関係機関との緊密な連携」に改める。

第5条中「自ら所有し、又は管理する公共的施設等について、障害者、高齢者等が円滑に利用できるようにするための必要な措置を講ずるよう努める」を「その事業活動を行うに当たっては、福祉のまちづくりの推進に自ら積極的に取り組む」に改める。

第11条の2を第11条の4とし、第11条の次に次の2条を加える。

（冬期の生活環境の整備）

第11条の2 道は、障害者、高齢者等の冬期の快適な生活に資するため、必要な生活環境の整備に努めるものとする。

（移動手段の確保の支援）

第11条の3 道は、障害者、高齢者等の外出時の円滑な移動に資するため、移動手段の確保の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第11条の4の次に次の3条を加える。

（相談体制の整備等）

第11条の5 道は、福祉のまちづくりを推進する上で必要なサービスの適切かつ総合的な提供に資するため、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（災害時の安全の確保のための措置）

第11条の6 道は、障害者、高齢者等の災害時の安全を確保するため、地域における支援体制及び避難誘導体制の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（人材の育成等）

第11条の7 道は、福祉のまちづくりの推進に資するため、専門的知識を有する人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、福祉のまちづくりに関し、道民の自主的な活動を促進するため、研修機会の充実、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第13条中「ため」の次に「、公共的施設の整備、福祉サービスの提供、住宅の改修、福祉用具の開発等に関し」を加える。

第15条中「道は」の次に「、国」を加える。

第17条の見出しを「(整備基準)」に改め、同条第1項中「不特定かつ」及び「(以下「出入口等の部分」という。)」を削り、「基礎的基準」を「整備基準」に改め、同条第2項中「基礎的基準」を「整備基準」に改める。

第18条の見出しを「(整備基準の遵守等)」に改め、同条中「者」の次に「(以下この条並びに第27条第1項及び第2項において「公共的施設の所有者等」という。)」を加え、「基礎的基準」を「整備基準」に改め、同条に次の1項を加える。

2 公共的施設の所有者等は、障害者、高齢者等が当該公共的施設を隣接する他の公共的施設等と一体的に利用することができるようにするため、当該公共的施設等を所有し、又は管理する者と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第19条第1項中「この条から第22条まで及び第24条」を「この項、第21条及び第24条第1項」に、「基礎的基準」を「整備基準」に改める。

第20条中「当該届出に係る公共的施設の新築等の内容が基礎的基準に適合しない」を「整備基準を勧案して必要がある」に改める。

第21条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とする。

第22条及び第23条を次のように改める。

第22条及び第23条 削除

第24条第2項中「基礎的基準」を「整備基準」に改める。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第26条中「誘導的基準」を「整備基準」に改める。

第27条第1項中「を所有し、又は管理する者」を「の所有者等」に、「基礎的基準又は誘導的基準」を「整備基準」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 公共的施設の所有者等は、障害者、高齢者等が当該公共的施設を円滑に利用できるよう介助等の体制の充実に努めなければならない。

第28条第1項中「第23条」を「第21条」に改め、同項ただし書中「基礎的基準」を「整備基準」に改める。

「第2節 公共的車両等及び住宅に係る措置」を「第2節 公共的車両等及び公共的工作物に係る措置」に改める。

第29条中「管理する者」の次に「(以下「公共交通事業者」という。)」を、「高

齢者等が」の次に「当該公共的車両等を」を加え、同条に次の1項を加える。

2 公共交通事業者は、自ら所有し、又は管理する公共的車両等について、障害者、高齢者等が他の公共的施設等との間を円滑に移動することができるようにするため、当該公共的施設等を所有し、又は管理する者と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(公共的工作物に係る措置)

第29条の2 公共的工作物を所有し、又は管理する者は、障害者、高齢者等が当該公共的工作物を円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

第30条の前に次の節名を付する。

第3節 住宅及び住宅周辺の環境に係る措置

第3章第3節中第30条の次に次の1条を加える。

(住宅周辺の環境に係る措置)

第30条の2 道民は、障害者、高齢者等が住宅周辺を円滑に利用できる環境の確保に資するため、共に連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第31条中「における障害者、高齢者等が円滑に利用できるようにするための措置と同等以上」を「と同程度」に改め、「である」の次に「と知事が認める」を加え、「第25条及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定(同号を同条第3号とする部分を除く。)、第17条の改正規定、第18条の改正規定(同条中「者」の次に「(以下この条並びに第27条第1項及び第2項において「公共的施設の所有者等」という。)」を加える部分及び同条に1項を加える部分を除く。)、第19条から第26条までの改正規定、第27条第1項の改正規定(「を所有し、又は管理する者」を「の所有者等」に改める部分を除く。)並びに第28条及び第31条の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年10月1日前にこの条例による改正前の北海道福祉のまちづくり条例

北海道知事 高 橋 はるみ

（以下「改正前の条例」という。）第19条の規定による届出がされた、又は届出がされるべきであった公共的施設に係る措置については、この条例による改正後の北海道福祉のまちづくり条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項の(1)中「基礎的基準」を「整備基準」に改め、同項の(3)を削り、同項の(4)中「第21条第3項」を「第21条」に改め、同項中(4)を(3)とし、(5)を削り、(6)を(4)とし、(7)を(5)とする。

（北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 平成15年10月1日前に改正前の条例第19条の規定による届出がされた、又は届出がされるべきであった公共的施設に係る前項の規定による改正前の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の8の項の左欄に掲げる事務の処理については、前項の規定による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第51号

北海道心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

北海道心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「社会福祉・医療事業団法（昭和59年法律第75号）第21条第2項」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道条例第52号

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例

北海道立農業大学校条例（昭和48年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第4条を第9条とし、第3条の次に次の5条を加える。

（課程等）

第4条 農業大学校に養成課程、研究課程及び研修部門を置く。

（入校検定料、入校料及び授業料）

第5条 農業大学校においては、養成課程、研究課程及び研修部門（規則で定める研修に係るものに限る。）（以下「養成課程等」という。）に入校しようとする者から入校検定料を、養成課程等の入校者から入校料を、養成課程等の学生から授業料を徴収する。

2 入校検定料、入校料及び授業料の額は、次のとおりとする。

(1) 入校検定料 2,200円

(2) 入校料 5,650円

(3) 授業料 年額 11万1,600円

3 入校検定料及び入校料は、北海道収入証紙で納めなければならない。

（研修受講料）

第6条 農業大学校においては、研修部門の研修（規則で定めるものに限る。）を受講する者から研修受講料を徴収する。

2 研修受講料の額は、日額440円に研修に要する日数を乗じて得た額とする。

（授業料等の減免）

第7条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料及び研修受講料を減免することができる。

（宿泊施設使用料）

第8条 農業大学校の学生、研修を受講する者等で宿泊施設を使用するものからは、宿泊施設使用料を徴収する。

2 宿泊施設使用料の額は、次のとおりとする。

(1) ブロック造 月額 500円

(2) 鉄筋コンクリート造 月額 700円

3 前項の規定にかかわらず、宿泊施設の使用の期間が1月に満たない場合の使用(養成課程及び研究課程の学生の使用を除く。)に係る宿泊施設使用料の額は、日額20円とする。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道立農業大学校条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定中入校料及び授業料に関する部分は、この条例の施行の日以後に北海道立農業大学校に入校する者について適用し、同条の規定中入校検定料に関する部分は、同日以後に実施する入校検定を受ける者について適用する。
- 3 平成16年3月31日において現に北海道立農業大学校の学生であった者で同日後引き続き同一の課程等の学生として在籍するものについては、改正後の条例第8条の規定は、適用しない。

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第53号

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例

北海道立漁業研修所条例(平成8年北海道条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条を第9条とし、第4条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

(研修)

第4条 研修所において行う研修は、総合研修、つくり育てる漁業技術研修及び漁業就業促進研修とする。

(研修受講料)

第5条 研修所においては、研修(つくり育てる漁業技術研修を除く。)を受講する者から研修受講料を徴収する。

2 研修受講料の額は、日額440円に研修に要する日数を乗じて得た額とする。

(研修受講料の減免)

第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、研修受講料を減免すること

ができる。

(宿泊施設使用料)

第7条 研修所の研修を受講する者で宿泊施設を使用するものからは、宿泊施設使用料を徴収する。

2 宿泊施設使用料の額は、月額700円とする。

3 前項の規定にかかわらず、宿泊施設の使用の期間が1月に満たない場合又は1月に満たない期間がある場合の使用に係る宿泊施設使用料の額は、日額20円とする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第54号

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例(昭和45年北海道条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 日本郵政公社が日本郵政公社法(平成14年法律第97号)第19条第1項に規定する業務の用に供する占用物件

別表中「郵便差出箱」の次に「及び信書便差出箱」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道道路占用料徴収条例第2条第2項の規定は、平成15年4月1日から適用する。

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第55号

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号の 3 中「第17条第 1 項」を「第13条第 1 項」に改め、同条第 2 項第 7 号中「郵便ポスト」を「郵便差出箱、信書便差出箱」に改める。

第 3 条第 1 項第 7 号中「第10条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 8 月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第56号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の表中「郵便差出箱」の次に「及び信書便差出箱」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 8 月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第57号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項第 2 号中「、日出時から午前 9 時まで」を削る。

第13条中「第 2 条第 9 項第 3 号」を「第 2 条第11項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、平成15年 9 月 1 日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 8 月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第58号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の17の項の次に次のように加える。

17の 2	古物営業法第21条 の 5 第 1 項又は第21条の 6 第 1 項の規定に基づく 古物競りあっせん業に係 る業務の実施の方法の認 定の申請に対する審査	古物競りあっ せん業業務実 施方法認定申 請手数料	17,000円	認定申請 のとき
-------	---	------------------------------------	---------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定め
る日から施行する。